

30 琴情答申第 1 号

平成 30 年 7 月 6 日

琴平町監査委員 河野 玲子 様
同 渡辺 信枝 様

琴平町情報公開審査会
会長 石合 由明



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 監査委員

諮問日 平成 30 年 6 月 4 日 (30 琴監発第 5 号)

事件名 平成 29 年 12 月 6 日付け 29 年琴監発第 38 号文書による部分公開決定に
関する件

第 1 審査会の結論

実施機関が、平成 29 年 12 月 6 日付けで非公開とした部分のうち、監査に必要とする関係人の出頭を求める文書の起案文書、証人に対する呼び出し通知書控え及び同起案文書、請求人に対する陳述等の付与に関する通知文書控え及び同起案文書を非公開とした判断は妥当ではなく、公開する措置をとるべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第 2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 29 年 11 月 20 日付けで、次の内容の行政文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

(1) 琴平町監査委員作成の平成 29 年 11 月 17 日付 29 琴監発第 35 号文書作成に関して
取得し及び作成した次の文書

- ① 上記 29 琴監発第 35 号文書に示した最高裁判所判決の内容の分かる文書の全部
- ② 上記 29 琴監発第 35 号文書に示した山神猛議員の供述を聴いた際の一切の文書

- ③ 上記 29 琴監発第 35 号文書に示した小野町長の供述を聴いた際の一切の文書
- ④ 住民監査請求人の示した証人の供述を聴いた際の一切の文書
- ⑤ 上記①から④以外の一切の文書その他の資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 29 年 12 月 6 日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 29 年 12 月 25 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部開示をする必要がある。
- (2) 本件処分は、本件対象文書のうち、監査に必要とする関係人の出頭を求める文書の起案文書、証人に対する呼び出し通知書控え及び同起案文書、請求人に対する陳述等の付与に関する通知文書控え及び同起案文書（以下「本件非公開文書」という。）について、情報公開条例に規定する非開示事由に該当しないのに非開示としているため、違法である。
- (3) 陳述調書の作成に使用した電磁的記録が開示されていない。

第 4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び当審査会における理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

1 本件処分の理由

(1) 本件非公開文書について

本件非公開文書は、確かに平成 29 年 11 月 17 日付 29 琴監発第 35 号の文書を作成するための前段階の手続の中で作成されたものであるが、平成 29 年 11 月 17 日付 29 琴監発第 35 号の文書作成を直接の目的として作成したものではなく、本件対象文書に含まれないと判断したため、公開しなかった。

もっとも、審査請求人が本件非公開文書の公開を求めるのであれば、本件非公開

文書に非公開情報は含まれていない以上、公開を行うことは可能である。

(2) 陳述調書の作成に使用した電磁的記録

審査請求人が審査請求書で主張する「陳述調書作成に使用した各原記録（電磁的記録を含む）」のうち、実施機関が作成し、又は取得したものは、後に供述調書を作成するために供述を録音した電磁的記録のみである。そして、当該電磁的記録は供述調書作成後には不要となったため、直ちに破棄している。

よって、本件公開請求時には、実施機関は当該電磁的記録を保有していなかったため、本件処分において、不存在とした判断は適法である。

2 結論

本件処分のうち、本件非公開文書を非公開とした部分は取り消すが、その余の審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び実施機関の主張によれば、①本件非公開文書が本件対象文書に含まれ公開すべき文書といえるか、②電磁的記録を不存在とした実施機関の判断は妥当かが争点となる。

2 本件非公開文書の本件対象文書の該当性（争点①）

(1) 本件対象文書の範囲

公開請求書内の「一切の文書」の範囲は不明確であるが、審査請求書において公開を求める文書が特定され、実施機関も当該文書を公開すると主張している。

よって、本件非公開文書に非開示事由が認められない以上、本件処分のうち、本件非公開文書を非公開とした部分を取り消し、公開すべきである。

(2) 電磁的記録について（争点②）

審査請求人は、審査請求において、陳述調書の作成に使用した電磁的記録を含む各原記録が開示されていないと主張する。それに対して、実施機関は、審査請求人が公開を求める各原記録は、供述調書を録音した電磁的記録しか作成しておらず、当該電磁的記録も本件公開請求時には既に廃棄しており保有しておらず不存在と主張する。そこで、実施機関の判断の妥当性を以下に検討する。

ア 判断基準

情報公開条例に基づく公開請求において、行政文書が不存在として非公開決定がなされた場合には、実施機関が請求された行政文書を作成した事実が明らかに認められる場合又はその作成が法令上、例規上義務付けられている場合を別にすると、当該不存在の事実を前提にして判断せざるを得ない。そして、具体的な事案の処理に当たってどの範囲でいかなる文書を作成すべきかについては、実施機関の裁量の範囲を著しく逸脱していると判断される場合は別として、基本的に実施機関の合理的裁量に委ね

られている（平成 26 年 4 月 9 日付け岡山市情報公開及び個人情報保護審査会答申（岡情審査第 2 号）、平成 29 年 12 月 19 日付け琴平町情報公開審査会答申（29 琴情答申第 1 号）他）。

イ 該当文書の存否

住民監査請求の手續において、監査委員は監査のために必要があると認めるときは関係人の出頭を求め、意見を聞き、その供述を聴取し証拠資料とすることができる（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 8 項、第 242 条第 6 項、同条第 7 項）。そこで作成される供述調書自体は「監査についての書類」（琴平町監査委員に関する条例（昭和 39 年琴平町条例第 5 号）第 13 条）といえ、作成後一定期間の保管が法令上義務付けられている。しかし、供述調書を作成するために作成する電磁的記録の作成及び保管については、法令上、例規上義務付けられているとは認められない。

以上から、一旦は作成された電磁的記録が現在は不存在であることを前提に本件処分の当否を判断せざるを得ず、その不存在の事実を前提に判断すると、本件処分に違法・不当な点は認められない。情報公開審査会において、実施機関から当該文書の作成又は取得したことの有無について説明を受けたが、供述調書が録音された電磁的記録は供述調書を作成するために便宜上作成したものにすぎず、供述調書を作成した後には不要となるため直ちに破棄したとの説明は不自然・不合理であるとは認められず、審査請求人からこれを覆すに足る具体的な根拠も示されていない。したがって、実施機関の裁量の範囲を著しく逸脱していると判断することもできない。

ウ 結論

よって、実施機関の判断は妥当である。

3 その他の文書

その他の本件対象文書について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させた。しかし、実施機関が、監査委員事務室その他書庫に保管する書類を探索したが、その他の本件対象文書は見当たらなかった。また、実施機関が行ったその他の本件対象文書の探索の方法及び範囲に特段の問題はなかった。

4 結論

よって、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の意見

本件請求は、公開請求対象文書として「一切の文書」といった包括的な請求が行われており、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項（情報公開条例第 6 条第 1 項第 3 号）としては不十分といえる。

そこで、公開請求者又は審査請求人に対しては、公開請求書又は審査請求書を作成する際にはより具体的な記載をし、公開対象文書を特定するように努めることを要望する。

同時に、実施機関に対しては、公開請求書又は審査請求書を受け取った際に、記載内容

が不明確な場合には公開請求者又は審査請求人に内容を確認し、公開対象文書を特定させるように努めることを要望する。

第7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 平成30年6月4日 諮問(30琴監発第5号)の受理
- (2) 同年6月26日 審議

以上